

私振第368号の2
令和8年（2026年）8月17日

各都道府県私立高等学校等主管課長 様

熊本県総務部総務私学局私学振興課長

令和8年熊本地震による被災等に伴う「熊本県奨学のための給付金制度」
の家計急変の取扱いについて（通知）

日頃から、本県における私学行政の推進につき格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

上記給付金について、令和8年7月3日付け私振第262号により、制度の周知に御協力をお願いいたしましたが、令和8年熊本地震による被災等に伴う「熊本県奨学のための給付金」の家計急変の取扱いについて、下記のとおりお知らせします。

つきましては、貴課所管の高等学校等及び高等学校等専攻科に、以下の熊本県ホームページを案内いただく等、熊本県内に保護者等が在住する生徒への制度の周知に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 給付月数について

申請日を問わず、発災日の翌月から令和9年（2027年）3月までの月数（8月）とする。

※ 申立書に「令和8年熊本地震」を理由として記載されているものに限定。

2 提出期限について

【延長前】令和8年11月27日（金）

【延長後】令和9年1月29日（金）

※ただし、申請期限の延長とするものは、令和8年熊本地震による被災等に伴う家計急変のみとする。

3 家計急変事由ごとの取扱いについて

（別紙）「熊本県奨学のための給付金令和8年熊本地震に係る家計急変事由別判定処理」のとおり。

なお、複数の事由により家計急変となる場合は、申請者にとって、より有利な所得世帯区分となる事由で申請するよう御案内ください。

また、被災等による収入の変化（減収）がなく、「被災」事由（住家被害（罹災証明書の「中規模半壊」以上）のみ）の場合は、市町村民税の減免後の課税証明書等の提出が必須となりますが、減免後の課税証明書等を取得できる時期が提出期限間際となる可能性もありますので、御注意ください。

4 熊本県私学振興課ホームページ

【私立学校】被災等の家計急変により緊急に修学支援が必要な方へ

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/11/276895.html>

【お問合せ先】

熊本県総務部総務私学局私学振興課

学運営支援班 担当：村上

TEL：096-333-2064

Mail：murakami-j-dy@pref.kumamoto.lg.jp